

兵庫県公報

平成25年12月17日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部を改正する規則（市街地整備課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部を改正する規則（規則第48号）

租税特別措置法施行令の一部改正により、特定民間再開発事業が施行される区域に、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により市町の認定を受けた集約都市開発事業計画の区域が追加されたこと等に伴い、特定民間再開発事業が認定集約都市開発事業計画の区域内で施行される場合に、当該特定民間再開発事業の認定に係る申請書に添付する図書を追加する等所要の整備を行うこととした。

規 則

特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年12月17日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第48号

特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則（昭和61年兵庫県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 特定民間再開発事業が認定集約都市開発事業計画（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第12条に規定する認定集約都市開発事業計画をいう。以下同じ。）の区域内で施行される場合にあっては、次に掲げる図書

ア 当該認定集約都市開発事業計画に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第3条及び第7条に規定する申請書の写し並びに同令第5条第2項（同令第8条において準用する場合を含む。）に規定する通知書の写し

イ 当該認定集約都市開発事業計画に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項に規定する集約都市開発事業が社会資本整備総合交付金の交付を受けて行われるものであることを証する書類

様式第1号中

「

中高層耐火建築物の敷地に係る権利の状況	1 所有権の共有	2 借地権の共有
---------------------	----------	----------

」

を
「

中高層耐火建築物の敷地に係る権利の状況	1 所有権の共有	2 借地権の共有
認定集約都市開発事業計画の概要	1 認定集約都市開発事業計画の認定年月日	年 月 日
	2 社会資本整備総合交付金の交付の有無	(有 ・ 無)
	3 集約都市開発事業を施行する区域の面積	m ²
	4 特定公共施設の整備の有無	(有 ・ 無)

に改め、同様式備考に次のように加える。

8 事業の概要の欄のうち、認定集約都市開発事業計画の概要については、特定民間再開発事業が認定集約都市開発事業計画の区域内で施行される場合にのみ記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。